

食育の推進の目標に関する事項

「第4次食育推進基本計画」 目標一覧

追加・見直しは黄色の目標値

目標				目標		
具体的な目標値		ベースライン (令和2 (2020) 年度)	目標値 (令和7 (2025) 年度)	具体的な目標値		目標値 (令和7 (2025) 年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす				7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
① 食育に関心を持っている国民の割合		83.2%	90%以上	⑭ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合		64.3%
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす				8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		75%以上
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数		週9.6回	週11回以上	⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合		55%以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす				9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合		70.7%	75%以上	⑯ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の割合		36.2万人 (令和元年度)
4 朝食を欠食する国民を減らす				10 農林漁業体験を経験した国民を増やす		37万人以上
④ 朝食を欠食する子供の割合		4.8% (令和元年度)	0%	⑰ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合		70%以上
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合		21.5%	15%以下	11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす				⑱ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		73.5%
⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数		月9.1回 (令和元年度)	月12回以上	12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		80%以上
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合		-	90%以上	⑲ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		75%以上
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合		-	90%以上	13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす				⑳ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合		76.5% (令和元年度)
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合		36.4%	50%以上	14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えていく国民を増やす		
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合		27.4%	40%以上	㉑ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えていく国民の割合		50.4%
⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値		10.1g (令和元年度)	8g以下	㉒ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合		50%以上
⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値		280.5g (令和元年度)	350g以上	15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合		61.6% (令和元年度)	30%以下	㉓ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合		80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす				㉔ 推進計画を作成・実施している市町村の割合		100%

※「食育の推進の目標に関する事項」に掲載の情報は、目標設定時（令和3年3月）の現状値等を掲載している。

【目標 1】食育に関心を持っている国民を増やす				
①食育に関心を持っている国民の割合				継続
1 目標設定の必要性				
食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、そのためには、まずより多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせない。 第 1 次及び第 2 次食育推進基本計画から目標値を「90%以上」に設定しているが、平成27年度の結果では 75.0%に止まった。 第 3 次食育推進基本計画においても、平成28年度は79.6%まで増加したが、令和元度においては76.2%と、ほぼ横ばいで推移しており、調査方法を変更した令和 2 年度においては83.2%となった。 今後も、食育への関心の低い層に関心を持ってもらうことが重要であり、取組を推進していくため、引き続き目標を設定する。				
2 第 1 次計画から第 3 次計画までの目標値				
第 1 次計画	①食育に関心を持っている国民の割合			H22年度 90%以上
第 2 次計画	①食育に関心を持っている国民の割合			H27年度 90%以上
第 3 次計画	①食育に関心を持っている国民の割合			R 2 年度 90%以上
	3 次作成時（H27年度）	75.0%	現状値（R 2 年度）	83.2%
3 4 次計画における具体的な目標値				
①食育に関心を持っている国民の割合				継続
ベースライン（R 2 年度実績値）		83.2%	目標値	R 7 年度 90%以上
4 目標値のデータソース				
「食育に関する意識調査」（農林水産省）				継続
5 データソースの調査項目				
次を説明した上で質問する。				
「食育」は、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事などを実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身に付けたり、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化などへの理解を深めたりすることが含まれます。				
<設問>あなたは、「食育」に関心がありますが、それとも関心がありませんか。この中から 1 つ選んでください。 「1 関心がある」「2 どちらかといえば関心がある」「3 どちらかといえば関心がない」「4 関心がない」				
<集計>「1 関心がある」または「2 どちらかといえば関心がある」と回答した人を該当者として集計。				

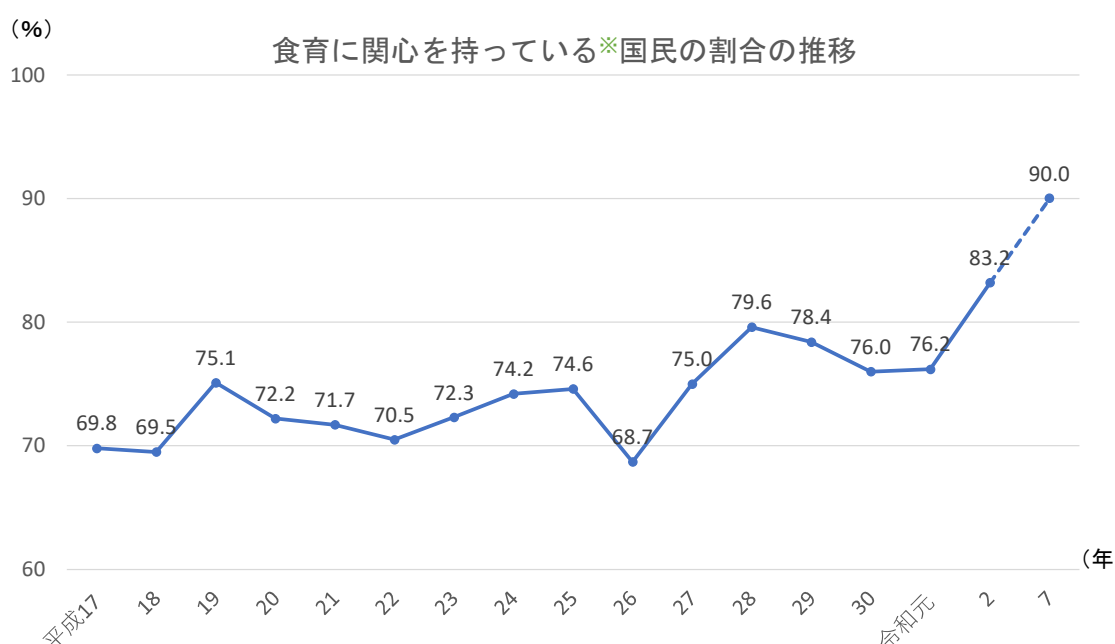
6 目標値設定の考え方

食育推進基本計画が作成される前の平成17年当時69.8%だった関心度は増減を繰り返しながら推移し、令和2年度時点では83.2%となっている。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、引き続き、目標値を「90%以上」と設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

8 関係省庁

農林水産省

【目標2】朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす				
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数				継続
1 目標設定の必要性				
家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点である。食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え、習得する機会にもなり、引き続き、取組を推進していくことが重要である。 また、家庭において、保護者と子供が一緒になって、早寝早起きや朝食をとることなどを通じて、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、子供が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育んでいく基盤づくりを行っていくことが重要である。 本目標が設定された第2次食育推進基本計画では、平成26年度に目標値の週10.0回を達成したものの、平成27年度には週9.7回となった。 第3次食育推進基本計画が作成された平成27年度から令和元年度においても週10回と、ほぼ横ばいで推移している。調査方法を変更した令和2年度においては週9.6回となった。 「新たな日常」への対応に伴う暮らし方や働き方の変化により、家族と過ごす時間にも変化が見られる。こうした状況は、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる頻度が低い人にとって、共食の回数を増やす契機の1つになると考えられる。 このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ、引き続き、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やすことを目標とする。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	設定無し			-
第2次計画	② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数			H27年度 週10回以上
第3次計画	② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数			R2年度 週11回以上
	3次作成時の値	週9.7回	現状値（R2年度）	週9.6回
3 4次計画における具体的な目標値				
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数				継続
ベースライン（R2年度実績値）		週9.6回	目標値	R7年度 週11回以上
4 目標値のデータソース				
「食育に関する意識調査」（農林水産省）				継続

5 データソースの調査項目

「家族構成」及び「共食」について下記のとおり質問する。

〈設問〉あなたが現在同居されている方を1～8も中からすべて選んでください。

「1 配偶者」「2 子供」「3 子供の配偶者」「4 孫」「5 父母（あなた又は配偶者の）」「6 祖父母（あなた又は配偶者の）」「7 兄弟姉妹（あなた又は配偶者の）」「8 その他(具体的に)」「9 同居している人はいない」

「1」～「8」のどれかに回答した者（同居している人がいる方）のみ下記の質問に回答する。

〈設問〉あなたは、家族と一緒に食べることはどのくらいありますか。朝食、夕食それぞれについて1つずつ選んでください。（○はそれぞれ1つ）

「1 ほとんど毎日」「2 週に4～5日」「3 週に2～3日」「4 週に1日程度」「5 ほとんどない」

〈集計〉共食の回数は、「ほとんど毎日食べる」を週7回、「週に4～5日食べる」を4.5回、「週に2～3回食べる」を2.5回、「週に1回程度食べる」を1回とし、それぞれ朝食・夕食ごとに、該当人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を算出する。

6 目標値設定の考え方

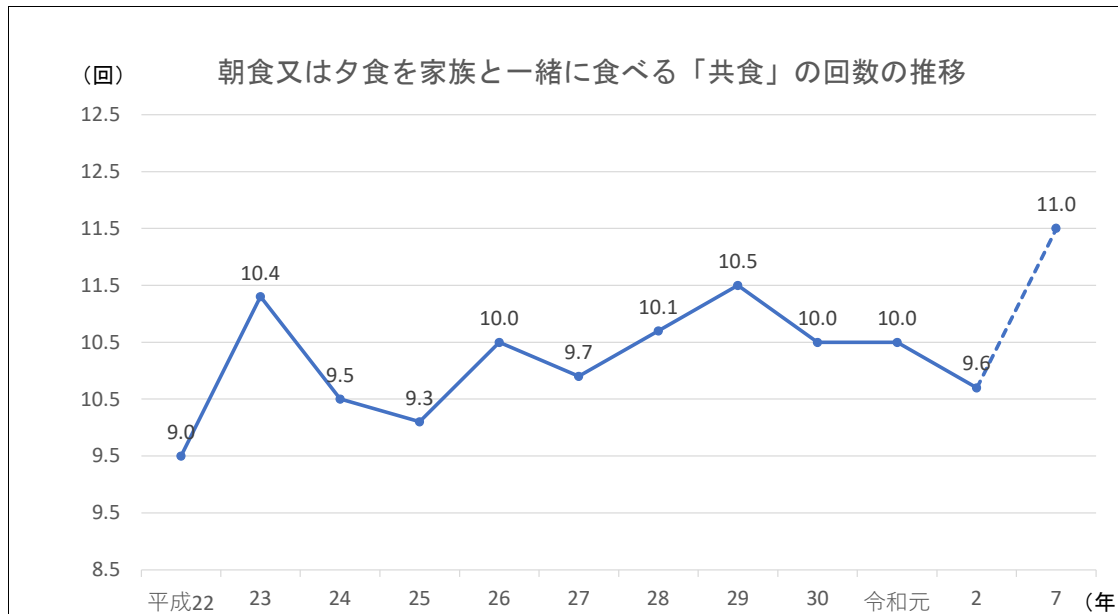
本目標が設定された第2次食育推進基本計画においては 一時は目標値を達成したものの翌年には目標を下回るなど、実態は横ばいで推移した。このことを踏まえ、共食の頻度が低い人にも取組を推進するため、第3次食育推進基本計画では「週11回以上」という目標値を設定した。

第3次食育推進基本計画においても約10回と現状値及び共食の頻度が低い人の傾向も同様の状況が続いている。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、令和2年度実績値が週9.6回であったことから、引き続き、目標値を「週11回以上」と設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

8 関係省庁

文部科学省、厚生労働省、農林水産省

【目標3】地域等で共食したいと思う人が共食する割合				
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合				継続
1 目標設定の必要性				
家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点である。 しかし、家庭環境や生活の多様化により、家族との共食は難しいが、共食により食を通じたコミュニケーション等を図りたい人にとって、様々な人と共食する機会を持つことは重要であり、第3次食育推進基本計画で新たに目標として設定し、作成時の64.6%から平成28年度には目標値の70%を達成し、以降、令和元年度も73.4%と70%以上を維持している。調査方法を変更した令和2年度においても70.7%となった。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため食事の際に会話をすることを控えることが求められるなど、短期的には地域等での共食を積極的に推進することは困難な状況であるものの、共食が本来、会話やコミュニケーションが増えること、食事がおいしく楽しく感じられること等のメリットがあり、多くの国民がそのメリットを感じていることから、おおむね5年間という計画期間を通して、「新しい生活様式」に対応しつつ、地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やすことを目標とする。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値等				
第1次計画	設定無し			－
第2次計画	設定無し			－
第3次計画	地域等で共食したいと思う人が共食する割合			R2年度 70%以上
	3次作成時の値	64.6%	現状値（R2年度）	70.7%
3 4次計画における具体的な目標値				
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合				継続
ベースライン（R2年度実績値）		70.7%	目標値	R7年度 75%以上
4 目標値のデータソース				
「食育に関する意識調査」（農林水産省）				継続

5 データソースの調査項目

＜設問①＞新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が十分にとられているという前提でお伺いします。地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会等の機会があれば、あなたは参加したいと思いますか。この中から1つ選んでください。

「1 とてもそう思う」「2 そう思う」「3 どちらともいえない」
「4 あまりそう思わない」「5 まったくそう思わない」

＜設問②＞「1 とてもそう思う」「2 そう思う」と答えた方におたずねします。

あなたは、過去1年間に、地域や所属コミュニティでの食事会等に参加しましたか。この中から1つ選んでください。

「1 参加した」「2 参加していない」

＜集計＞設問①について「1 とてもそう思う」または「2 そう思う」と回答した者を対象に、設問②について「参加した」者を該当者として集計

※下線部は令和2年度調査において追記。

6 目標値設定の考え方

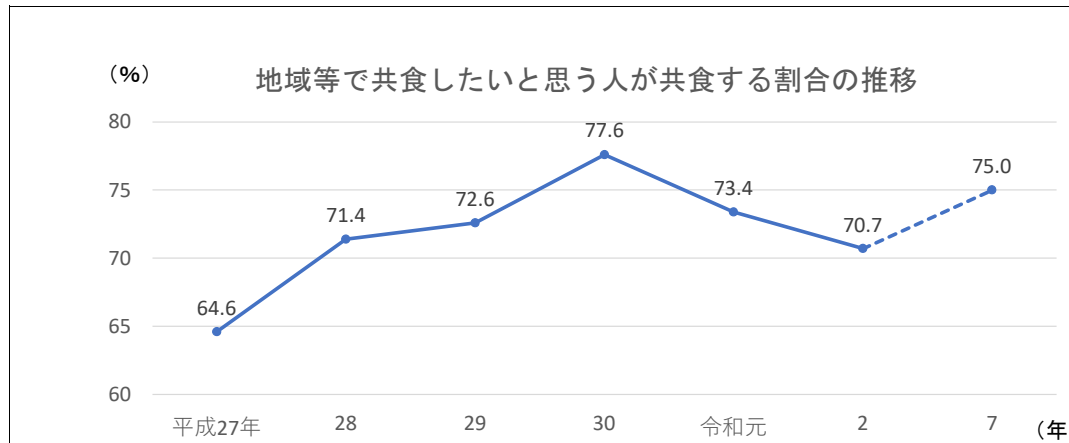
地域等で共食したいと思う人が実際に共食できるよう環境を整えていくことが必要であるが、一方、多様な地域等の共食環境を直接、正確に把握することは困難である。このため、地域等で共食したいと思っている人がどの程度実際に共食しているかを把握することで、ニーズに応じた共食環境の整備状況を確認することとしていた。

第3次基本計画作成時においては、本目標値を測定する調査がなく、「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査報告（内閣府）」を当該数値目標の根拠として用いた。当該調査によれば、この1年間に、個人または友人と、あるいはグループや団体で自主的に行われている活動を行った高齢者の割合が平成15年～25年の間に54.8%から61.0%と6.2ポイントの伸びを示していたため、食育推進基本計画の期間5年（2分の1）である3.1ポイントに食育推進運動による効果の上乗せを見込んだ「70%以上」が設定された。

なお、平成27年度以降、「食育に関する意識調査」による調査を実施。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、令和2年度実績値の70.7%に、「新しい生活様式」に対応しつつ、食育推進運動による効果の上乗せを見込み、目標値を「75%以上」と設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

8 関係省庁

農林水産省、文部科学省、厚生労働省

【目標 4】朝食を欠食する国民を減らす				
④朝食を欠食する子供の割合				継続
1 目標設定の必要性				
朝食欠食に関する取組については、食育推進基本計画（平成18年～内閣府）を始め、「健やか親子21」、「健やか親子21（第2次）」（平成13年～厚生労働省）、「早寝早起き朝ごはん運動」（平成18年～文部科学省）などでも一体的に取り組まれてきた。 朝食を毎日食べることは、健康的な生活リズムや生活習慣の確立につながり、非常に重要である。また、生活習慣の形成途上にある子供（小学生）についてはなおさらであり、これまでも習慣的な朝食摂取の状況を指標として設定した。 令和元年時点では、朝食を欠食する小学生の割合が4.6%となり、朝食を「あまり食べてない」、「全く食べていない」と回答した子供はほぼいない状況にまでになったが、目標値には到達しない。 「毎日同じくらいの時刻に寝ていない」及び「毎日同じくらいの時刻に起きていない」ことや朝食欠食率には相関が見られることから、引き続き、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会等と連携した「早寝早起き朝ごはん国民運動」の推進のほか、学校教育活動全体を通じた食育の推進、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進する必要があるため、引き続き目標を設定する。				
留意点				
評価専門委員会においても、朝食を全く食べていない対象者だけでなく、朝食をほとんど食べていない対象者も含めて評価する必要性について意見が出たことから、本調査項目では、「全く食べない」だけでなく、「あまり食べていない」子供も含めて評価していくこととした。（第3次食育推進基本計画） 親世代の欠食率の高さが、朝食がない家庭環境に影響しているとも考えられることから、子供とその保護者が一緒になって生活習慣づくりへの意識を高め、行動できることを目的とした取組が必要である。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	② 朝食を欠食する国民の割合	子ども	H22年度	0%
第2次計画	③ 朝食を欠食する国民の割合	子ども	H27年度	0%
第3次計画	④ 朝食を欠食する子供の割合		R2年度	0%
	3次作成時の値	4.4%	現状値（R元年度）	4.6%
3 4次計画における具体的な目標値				
④朝食を欠食する子供の割合				継続
ベースライン（R元年度実績値）		4.6% （R2調査未実施）	目標値	R7年度 0%
4 目標値のデータソース				
「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）				継続
（参考）2次計画：児童生徒の食生活等実態調査（（独）日本スポーツ振興センター）				

5 データソースの調査項目

〈設問〉朝食を食べていますか。

「(ア)毎日食べている」「(イ)どちらかといえば、食べている」「(ウ)あまり食べていない」「(エ)全く食べていない」「(オ)その他」

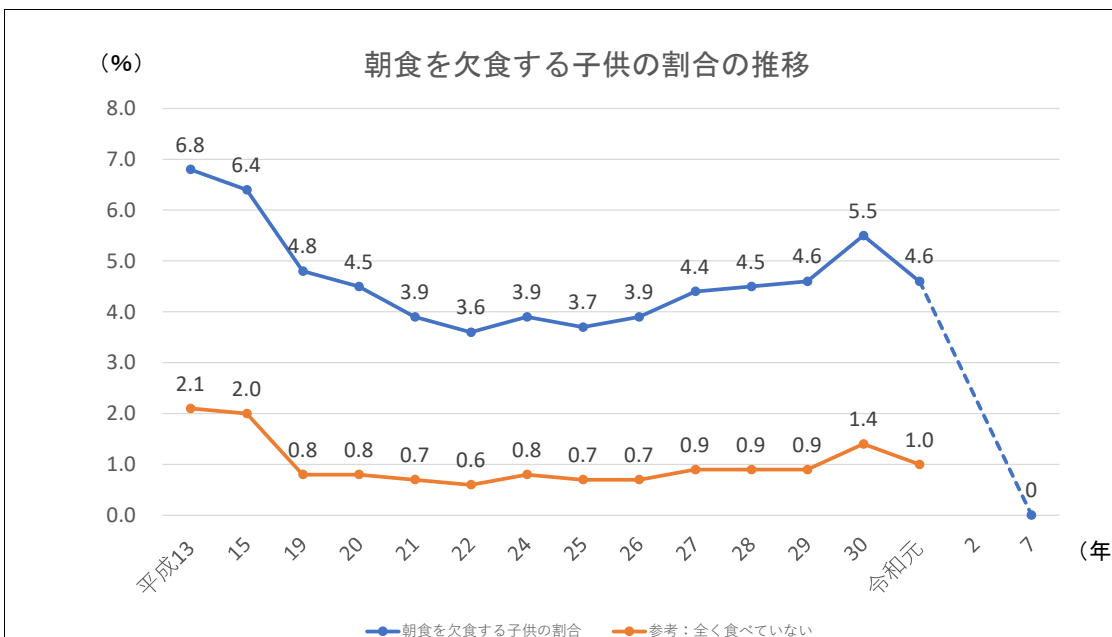
〈集計〉「(ウ)あまり食べていない」「(エ)全く食べていない」と回答した子供(小学6年生)を該当者として集計。

6 目標値設定の考え方

「全国学力・学習状況調査」(平成13年度～令和元年度)によると、ほとんど朝食を食べていない子供(「全く食べていない」+「あまり食べていない」子供)は、平成13年度6.8%だったが、令和元年度には4.6%にまで低下したものの目標値に到達してない。

朝食を欠食する子供をなくすことを目指し、第4次食育推進基本計画においても、引き続き、目標値を「0%」に設定する。なお、健康上の理由から朝食摂取が困難な子供等に配慮し、安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する。

7 進捗状況



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」 注：小学校6年生が対象

8 関係省庁

文部科学省、厚生労働省

【目標 4】朝食を欠食する国民を減らす				
⑤朝食を欠食する若い世代の割合				継続
1 目標設定の必要性				
朝食欠食に関する取組については、食育推進基本計画（平成18年～内閣府）を始め、「健やか親子21」、「健やか親子21（第2次）」（平成13年～厚生労働省）、「早寝早起き朝ごはん運動」（平成18年～文部科学省）などでも一体的に取り組まれてきた。 しかし、第3次食育推進基本計画や他の国民運動等の進捗状況を見ても、朝食を欠食する国民の割合は決して改善していない。このため、引き続き、朝食欠食を減らす取組の推進が必要である。 朝食をはじめ、適切な食生活を営むことは、健康的な生活リズムや生活習慣の確立には非常に重要であるが、令和2年度の「食育に関する意識調査」によると、朝食を「3週に2～3日食べる」、「4ほとんど食べない」と回答した若い世代は21.5%となっており、全世代の12.7%に比べ朝食欠食の割合は高い。 若い世代において、規則正しい生活習慣、上手な時間の使い方等、健やかな生活リズムを身に付ける必要性及び、食物や情報へのアクセスなど、実践しやすい環境づくりが重要であることを踏まえ、引き続き、目標を設定する。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	③ 朝食を欠食する国民の割合（20・30歳代の男性）		H22年度 15%以下	
第2次計画	④ 朝食を欠食する国民の割合（20・30歳代の男性）		H27年度 15%以下	
第3次計画	⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合		R2年度 15%以下	
	3次作成時の値	24.7%	現状値（R2年度）	21.5%
3 4次計画における具体的な目標値				
⑤朝食を欠食する若い世代の割合				継続
ベースライン（R2年度実績値）		21.5%	目標値	R7年度 15%以下
4 目標値のデータソース				
「食育に関する意識調査」（農林水産省）				継続

5 データソースの調査項目

朝食を食べることについて下記のとおり説明した上で質問する。

「朝食を食べる」とは、エネルギー源となる食べ物、飲み物を飲食した場合のことをいい、砂糖・ミルクを加えないお茶類（日本茶・コーヒー・紅茶など）、水及び錠剤・カプセル・顆粒状のビタミン・ミネラルしか取らない場合は、「朝食を食べた」ことにはなりません。

〈設問〉あなたは、ふだん朝食を食べますか。この中から1つ選んでください。

「1 ほとんど毎日食べる」「2 週に4～5日食べる」「3 週に2～3日食べる」「4 ほとんど食べない」

〈集計〉「3 週に2～3日食べる」「ほとんど食べない」と回答した人を該当者として集計。

6 目標値設定の考え方

第3次食育推進基本計画では、第2次食育推進基本計画の最低値を下回る15%以下とする目標値が設定された。

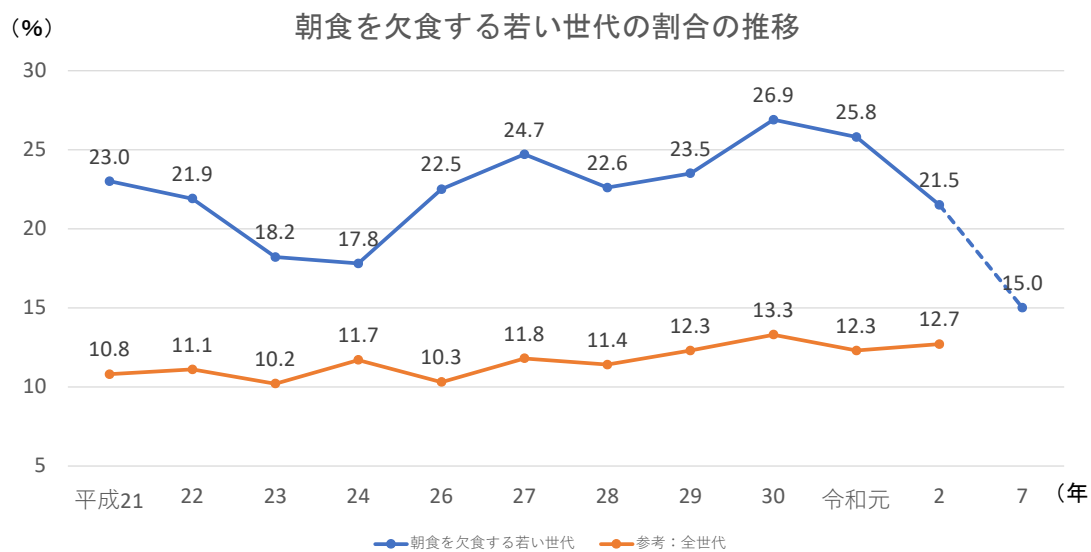
朝食を欠食する若い世代の割合は第3次基本計画作成時の値24.7%から令和元年度25.8%とほぼ横ばいで推移している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、引き続き、第3次食育推進基本計画と同様の「15%以下」に設定する。

なお、若い世代については、対象者数が少ないことから、増加幅等で見えていく際には留意する必要がある。

7 進捗状況



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」注：20～30歳代が対象

8 関係省庁

農林水産省、厚生労働省

【目標5】 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす			
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数			新規
2 目標設定の必要性			
学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要である。 また、学校給食における地場産物の活用は、地産地消の有効な手段であり、地場産物の消費による食料の輸送に伴う環境負荷の低減や地域の活性化は、持続可能な食の実現につながる。さらに、地域の関係者の協力の下、未来を担う子供達が持続可能な食生活を実践することにもつながる。 第1次から第3次までの食育推進基本計画において、学校給食における地場産物の使用率の目標のみを設定してきたが、子供たちへの教育的な観点から、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の取組を増やすことを目標とする。			
3 第1次計画から第3次計画までの目標値			
第1次計画	設定無し		－
第2次計画	設定無し		－
第3次計画	設定無し		－
3 4次計画における具体的な目標値			
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数			新規
ベースライン（R2年度実績値）	月9.1回	目標値	R7年度 月12回
4 目標値のデータソース			
学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査（文部科学省）			新規
5 データソースの調査項目			
栄養教諭への「地場産物に係る食に関する指導について、一か月あたりの平均的な取組回数をご記入ください。」という問いに対し、学校給食の時間を使った直接の指導や、校内放送、教材作成等の取組例を示し、各取組の回答数を合計して把握。			
6 目標値設定の考え方			
学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、教材作成等、各取組の回答数の合計を「12回」と想定している。			
7 関係省庁			
文部科学省			

【目標5】学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす				
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合				見直し
1 目標設定の必要性				
学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む上で重要である。 また、学校給食における地場産物の活用は、地産地消の有効な手段であり、地場産物の消費による食料の輸送に伴う環境負荷の低減や地域の活性化は、持続可能な食の実現につながる。さらに、地域の関係者の協力の下、未来を担う子供達が持続可能な食生活を実践することにもつながる。 このため、生産者や学校給食関係者の努力が適切に反映される形で、学校給食において地場産物を使用する割合を増やすことを目指す。なお、都道府県単位での地場産物を使用する割合については、地域への貢献等の観点から、算出方法を食材数ベースから金額ベースに見直すこととする。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	④ 学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）			H22年度 30%以上
第2次計画	⑤ 学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）			H27年度 30%以上
第3次計画	⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）			R2年度 30%以上
	3次作成時の値	26.9% （平成26年度）	現状値（R元年度）	26.0%
3 4次計画における具体的な目標値				
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合				見直し
ベースライン（R元年度実績値）		—	目標値	R7年度 90%以上
4 目標値のデータソース				
学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（文部科学省）				見直し
5 データソースの調査項目				
各都道府県教育委員会が選定した単独調理場又は共同調理場を7場（今後の当該調査において原則固定）を対象に調査を実施。 6月、11月の各5日間で学校給食の献立に使用した食品のうち、当該都道府県で生産、収穫、水揚げされた食品の金額の割合を集計。				

6 目標値設定の考え方

地場産物の生産量について地域間で大きな格差がある中、全国一律の数値目標を設定するよりも、都道府県ごとに現行以上の地場産物の使用の促進を目指すような目標がより適切であることから、当該目標とする。

7 関係省庁

文部科学省、農林水産省

【目標5】学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす				
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年)から維持・向上した都道府県の割合				見直し
1 目標設定の必要性				
都道府県内において、当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合にあっては、当該都道府県産に限らず国内産の農林水産物を活用していくことも、我が国の自然や食文化、食料安全保障、自然の恩恵と農山漁村から都市で働く多くの人に支えられた食の循環等への関心を高めることができ、学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効である。 また、現場の努力を適切に反映するとともに、地域への貢献等の観点から、算出方法を食材数ベースから金額ベースに見直すこととする。 既に、金額ベースの学校給食における国産食材を使用する割合については、全国平均で令和元年度は87%と高い数値となっているが、政策目的に鑑み、引き続き、こうした高い数値を維持することを目標とする。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	設定無し			—
第2次計画	⑥ 学校給食における国産食材を使用する割合(品目ベース)			H27年度 80%以上
第3次計画	⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(品目ベース)			R2年度 80%以上
	3次作成時の値	77.3% (平成26年度)	現状値(R元年度)	77.1%
3 4次計画における具体的な目標値				
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年)から維持・向上した都道府県の割合				見直し
ベースライン(R元年度実績値)		—	目標値	R7年度 90%以上
4 目標値のデータソース				
学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(文部科学省)				見直し
5 データソースの調査項目				
各都道府県教育委員会が選定した単独調理場又は共同調理場を7場(今後の当該調査において原則固定)を対象に調査を実施。 6月、11月の各5日間で学校給食の献立に使用した食品のうち、当該都道府県で生産、収穫、水揚げされた食品の金額の割合を集計。				
6 目標値設定の考え方				
都道府県ごとの目標とした方が、各都道府県にとっても国産食材を使用する施策を推進する動機付けにもつながるため、当該目標とする。				

7 関係省庁

文部科学省、農林水産省

【目標6】栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす						
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている国民の割合					継続	
1 目標設定の必要性						
生涯にわたって健全な心身を培い健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。 「健康日本21(第二次)」では、「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」に向けて、栄養・食生活に関する目標として、適切な量と質の食事をとる者の増加を掲げている。 適切な量と質の食事は、生活習慣病予防の基本の1つである。食事全体の栄養バランスの指標として、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をとりあげた。個別の指標として、生活習慣病との関連についての科学的根拠が多い食塩摂取量、野菜・果物摂取量を取りあげている。 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事は日本の食事パターンで有り、良好な栄養素摂取量、栄養状態につながる事が報告されており、1日2食、主食・主菜・副菜がそろっている場合、それ以下と比べて、栄養素摂取量(たんぱく質、脂肪エネルギー比、ミネラル、ビタミン)が適正になると報告されたが「ほぼ毎日」主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をする者の割合は、第3次食育推進基本計画作成時の平成27年度57.7%から令和元年度56.1%と減少している結果となった。調査方法を変更した令和2年度においては36.4%となっている。 栄養バランスに配慮した食事を摂取できていない国民が多く、引き続き課題がみられるため、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」を通じて、国民一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、関係機関や関係団体はもとより、家庭や学校、小売や外食、職場等を通じて国民への普及啓発に努めることが必要であるため、引き続き目標値を設定する。						
2 第1次計画から第3次計画までの目標値						
第1次計画		⑤ 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合			H22年度 60%以上	
第2次計画		⑦ 栄養バランスに配慮した食生活を送っている国民の割合			H27年度 60%以上	
第3次計画		⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合			R2年度 70%以上	
		3次作成時の値	57.7%	現状値(R2年度)	36.4%	
3 4次計画における具体的な目標値						
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている国民の割合					継続	
ベースライン(R2年度実績値)		36.4%		目標値	R7年度 50%以上	
4 目標値のデータソース						
「食育に関する意識調査」(農林水産省)					継続	

5 データソースの調査項目

〈設問〉主食（ごはん、パン、麺など）・主菜（肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理）・副菜（野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理）を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。この中から1つ選んでください。

「1 ほぼ毎日」「2 週に4～5日」「3 週に2～3日」
「4 ほとんどない」

〈集計〉「1 ほぼ毎日」と回答した若い世代（または国民）を該当者として集計。

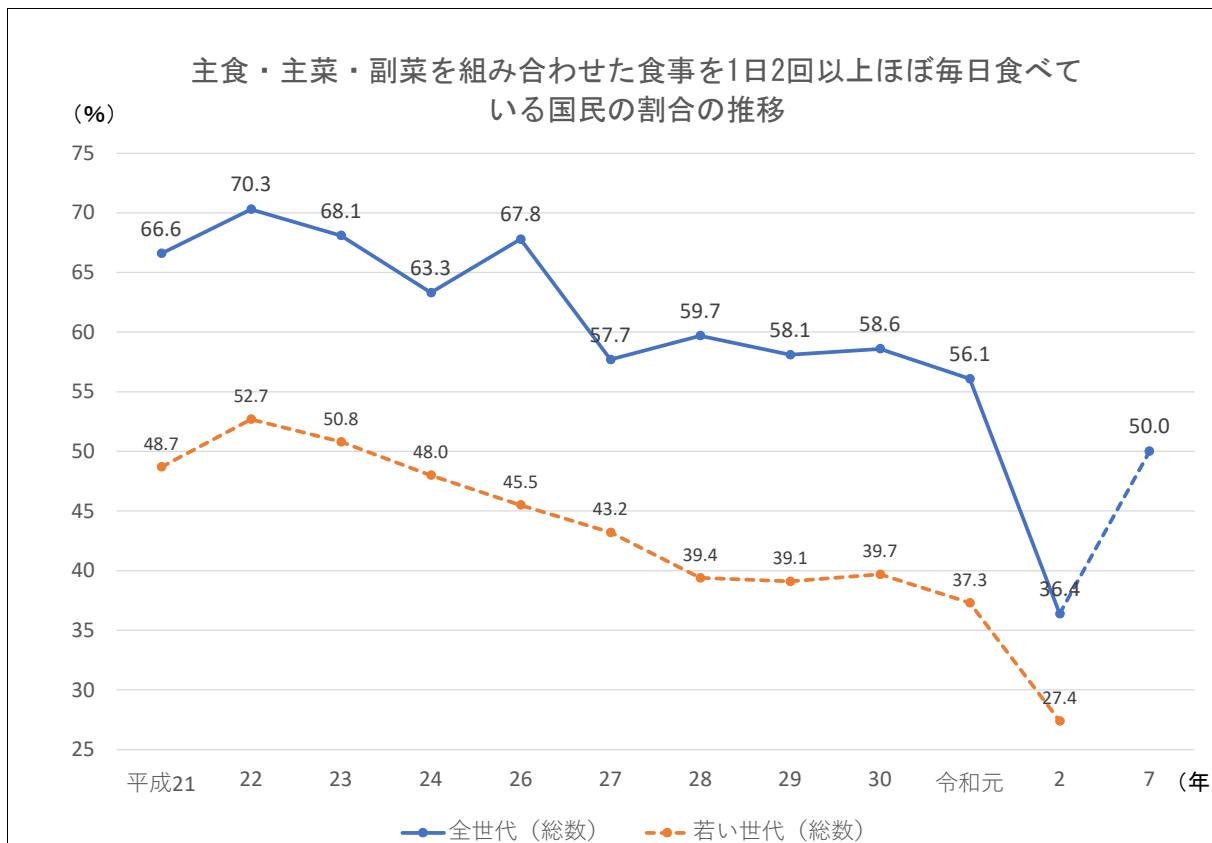
6 目標値設定の考え方

第3次食育推進基本計画においては、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている栄養バランスに配慮した人の割合は、平成21年66.7%から平成27年度57.7%と減少傾向を示し、約10ポイント増減幅の中で推移していたため、これまでの増減幅を踏まえ、約10ポイント程度の増加を目指し「70%以上」との目標値が設定された。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、令和2年度実績値が36.4%であったことから、第3次食育推進基本計画の目標と同様の上昇幅である約10ポイント程度の増加を目指し、「50%以上」に設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

8 関係省庁

厚生労働省、文部科学省、農林水産省

【目標6】栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている若い世代の割合

継続

1 目標設定の必要性

生涯にわたって健全な心身を培い健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。

「健康日本21(第二次)」では、「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」に向けて、栄養・食生活に関する目標として、適切な量と質の食事をとる者の増加を掲げている。

適切な量と質の食事は、生活習慣病予防の基本の1つである。食事全体の栄養バランスの指標として、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をとりあげた。個別の指標として、生活習慣病との関連についての科学的根拠が多い食塩摂取量、野菜・果物摂取量を取りあげている。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事は日本の食事パターンで有り、良好な栄養素摂取量、栄養状態につながる事が報告されており、1日2食、主食・主菜・副菜がそろっている場合、それ以下と比べて、栄養素摂取量(たんぱく質、脂肪エネルギー比、ミネラル、ビタミン)が適正になると報告されたが「ほぼ毎日」主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をする者の割合は、第3次食育推進基本計画作成時の平成27年度43.2%から令和元年度37.3%と減少している結果となった。調査方法を変更した令和2年度においては27.4%となっている。

栄養バランスに配慮した食事を摂取できていない国民が多く、引き続き課題がみられるため、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」を通じて、国民一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、関係機関や関係団体はもとより、家庭や学校、小売や外食、職場等を通じて国民への普及啓発に努めることが必要であるため、引き続き目標値を設定する。

2 第1次計画から第3次計画までの目標値

第1次計画	設定無し	—
第2次計画	設定無し	—
第3次計画	⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	R2年度 55%以上
	3次作成時の値	43.2% 現状値(R2年度) 27.4%

3 4次計画における具体的な目標値

⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上 ほぼ毎日食べている若い世代の割合			継続
ベースライン（Ｒ２年度実績値）	27.4%	目標値	Ｒ７年度 40%以上

4 目標値のデータソース

「食育に関する意識調査」(農林水産省)	継続
---------------------	----

5 データソースの調査項目

〈設問〉主食(ごはん、パン、麺など)・主菜(肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理)・副菜(野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理)を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。この中から1つ選んでください。

「1 ほぼ毎日」「2 週に4～5日」「3 週に2～3日」
「4 ほとんどない」

〈集計〉「1 ほぼ毎日」と回答した若い世代(または国民)を該当者として集計。

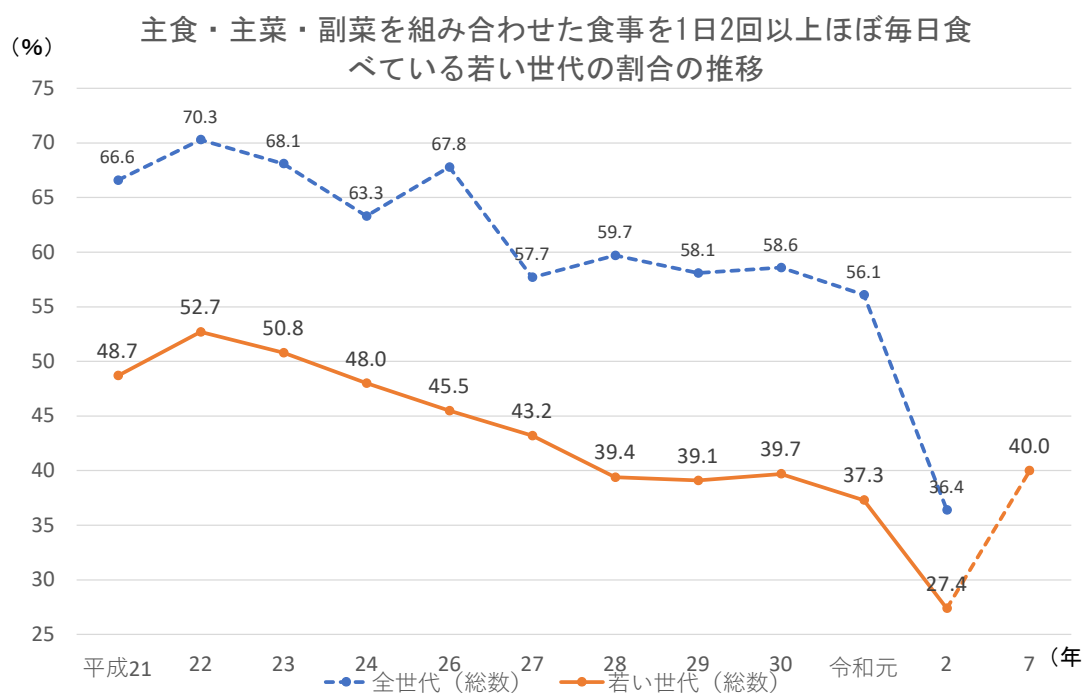
6 目標値設定の考え方

第3次食育推進基本計画においては、平成27年度の43.2%から約10ポイント増を目指し55%以上を目標にしていたが、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている栄養バランスに配慮した人の割合は、令和元年度37.3%と減少傾向を示している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育基本計画においては、令和2年度実績値が27.4%であったことから、第3次食育推進基本計画の目標と同様の上昇幅である約10ポイント程度の増加を目指し、「40%以上」に設定する。

7 進捗状況



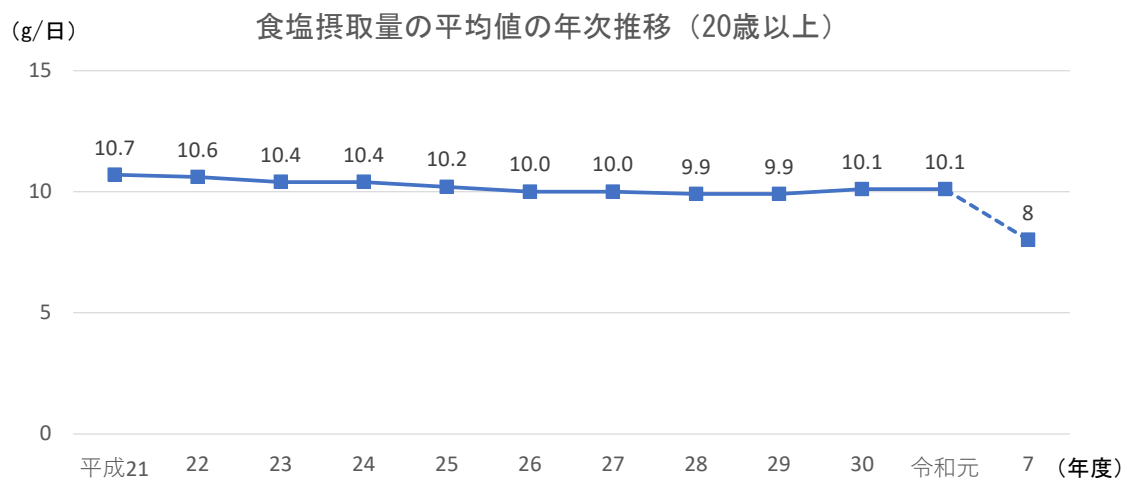
資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」注：20～30歳代が対象

8 関係省庁

厚生労働省、農林水産省、文部科学省

【目標6】栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値			新規
1 目標設定の必要性			
生涯にわたって健全な心身を培い健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。「健康日本21(第二次)」では、「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」に向けて、栄養・食生活に関する目標として、適切な量と質の食事をとる者の増加を掲げている。 適切な量と質の食事は、生活習慣病予防の基本の1つである。食事全体の栄養バランスの指標として、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を取りあげた。個別の指標として、生活習慣病との関連についての科学的根拠が多い食塩摂取量、野菜・果物摂取量を取りあげている。 減塩が血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させることが報告されており、自治体、関係団体、食品関連事業者等の関係者が連携し、減塩に関する取組を一層推進する必要がある。			
2 第1次計画から第3次計画までの目標値			
第1次計画	設定無し		－
第2次計画	設定無し		－
第3次計画	設定無し		－
3 4次計画における具体的な目標値			
⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値			新規
ベースライン（R元年度実績値）	10.1g	目標値	R7年度 8g以下
4 目標値のデータソース			
国民健康・栄養調査			新規
5 データソースの調査項目			
国民健康・栄養調査の〈栄養摂取状況調査〉において把握			
6 目標値設定の考え方			
2012年のWHOガイドラインが成人に対して推奨しているのは、食塩相当量として5g/日未満であるが、現状の日本人の食塩摂取量を考慮すれば、5g/日未満とするのは、実施可能性の観点から適切ではないため、「健康日本21(第二次)」の趣旨を踏まえ、目標値を8g以下とした。			

7 進捗状況



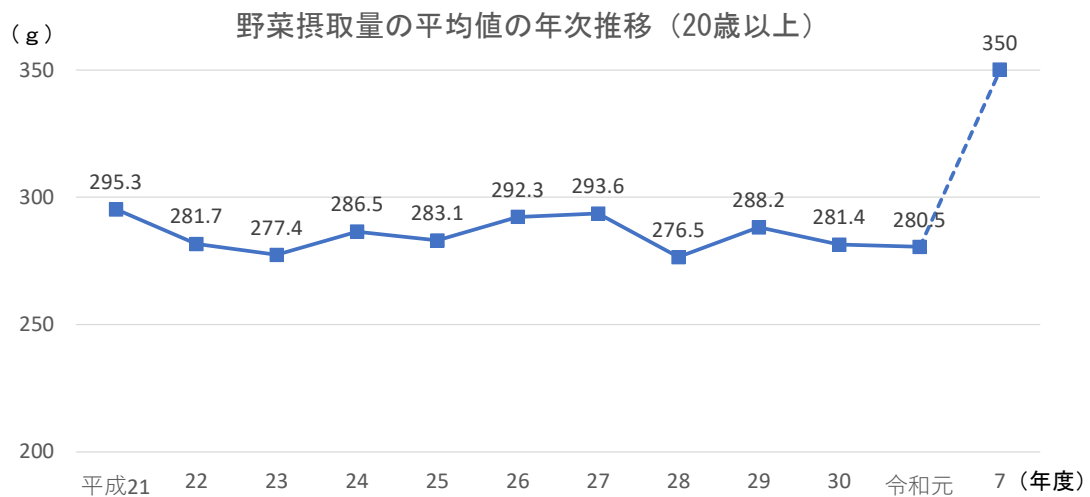
資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

8 関係省庁

厚生労働省、農林水産省、文部科学省

【目標6】栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値			新規
1 目標設定の必要性			
生涯にわたって健全な心身を培い健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。「健康日本21(第二次)」では、「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」に向けて、栄養・食生活に関する目標として、適切な量と質の食事をとる者の増加を掲げている。 適切な量と質の食事は、生活習慣病予防の基本の1つである。食事全体の栄養バランスの指標として、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を取りあげた。個別の指標として、生活習慣病との関連についての科学的根拠が多い食塩摂取量、野菜・果物摂取量を取りあげている。 野菜・果物の摂取量の増加は、体重コントロールに重要な役割があること、循環器疾患、2型糖尿病等の予防に効果があることが報告されており、自治体、関係団体、食品関連事業者等の関係者が連携し、野菜・果物摂取量の増加に関する取組を一層推進する必要がある。			
2 第1次計画から第3次計画までの目標値			
第1次計画	設定無し		－
第2次計画	設定無し		－
第3次計画	設定無し		－
3 4次計画における具体的な目標値			
⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値			新規
ベースライン（令和元年度実績値）	280.5g	目標値	R7年度 350g以上
4 目標値のデータソース			
国民健康・栄養調査			新規
5 データソースの調査項目			
国民健康・栄養調査の<栄養摂取状況調査>において把握			
6 目標値設定の考え方			
カリウム、ビタミンC、食物繊維等の適量摂取が期待される量として、1日当たりの平均摂取量350g以上を目標値とする。			

7 進捗状況



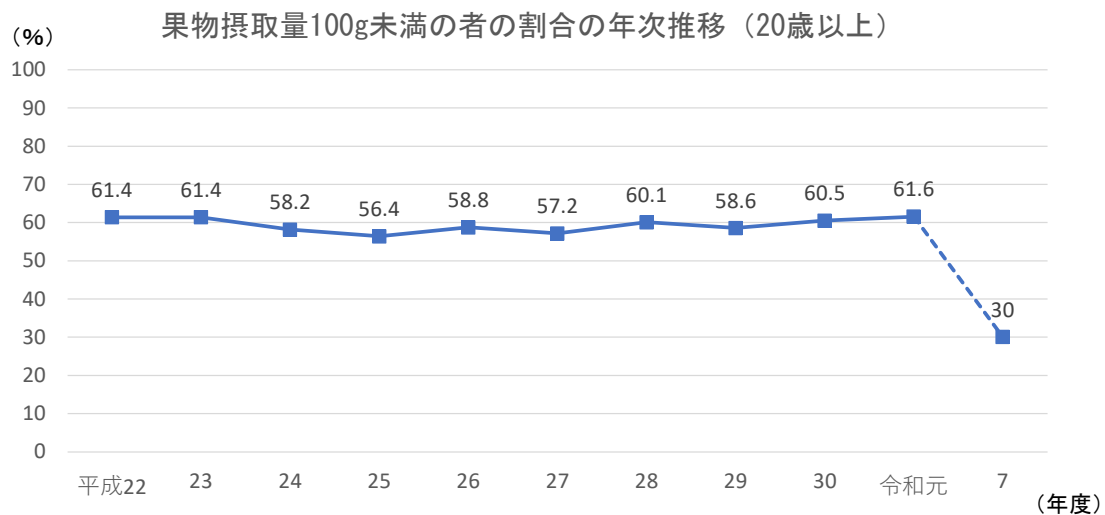
資料：厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」

8 関係省庁

厚生労働省、農林水産省、文部科学省

【目標6】栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合			新規
1 目標設定の必要性			
生涯にわたって健全な心身を培い健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。 「健康日本21(第二次)」では、「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」に向けて、栄養・食生活に関する目標として、適切な量と質の食事をとる者の増加を掲げている。 適切な量と質の食事は、生活習慣病予防の基本の1つである。食事全体の栄養バランスの指標として、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を取りあげた。個別の指標として、生活習慣病との関連についての科学的根拠が多い食塩摂取量、野菜・果物摂取量を取りあげている。 野菜・果物の摂取量の増加は、体重コントロールに重要な役割があること、循環器疾患、2型糖尿病等の予防に効果があることが報告されており、自治体、関係団体、食品関連事業者等の関係者が連携し、野菜・果物摂取量の増加に関する取組を一層推進する必要がある。			
2 第1次計画から第3次計画までの目標値			
第1次計画	設定無し		－
第2次計画	設定無し		－
第3次計画	設定無し		－
3 4次計画における具体的な目標値			
⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合			新規
ベースライン（R元年度実績値）	61.6%	目標値	R7年度 30%以下
4 目標値のデータソース			
国民健康・栄養調査			新規
5 データソースの調査項目			
国民健康・栄養調査の<栄養摂取状況調査>において把握			
6 目標値設定の考え方			
果物の摂取量が少ない場合、がんのリスク上がるとされるが、摂取量が多いほどリスクが低下する者でもないため、摂取量100g未満の者の割合の減少を目標とする。			

7 進捗状況



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

8 関係省庁

厚生労働省、農林水産省、文部科学省

【目標7】生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす				
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合				継続
1 目標設定の必要性				
生活習慣病の予防や改善には、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要である。 国民一人一人が、栄養バランスに配慮した食事を習慣的に摂取し、肥満や高血圧等生活習慣病の予防や改善のために、エネルギーの適量摂取や食塩の過剰摂取にも気をつける健全な食生活を実践することが重要であるため、引き続き、取組の推進が求められる。 第1次及び第2次食育推進基本計画では、生活習慣病予防のうち、特に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した予防や改善について、適切な食事や定期的な運動、体重計測の継続的な実践の実態を把握してきたが、疾患等によっては、調整が必要な栄養素等が異なるため、第3次食育推進基本計画では、生活習慣病全般の予防や改善のため、特に、エネルギー、ナトリウム（食塩相当量）、脂質、糖類等に着目し、ふだんからどのように食生活に気をつけ、実践しているかを把握する目標値を設定した。 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合は、第3次食育推進基本計画作成時の平成27年69.4%から令和元年度67.4%とほぼ横ばい推移している。調査方法を変更した令和2年度においては64.3%となっている。 エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養素等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れ、それに起因する肥満、やせ、低栄養等、生活習慣病につながる課題は、いまだ改善するまでには至っていないため、引き続き目標値を設定する。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	⑥内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合			H22年度 80%以上
第2次計画	⑧ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合			H27年度 50%以上
第3次計画	⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合			R2年度 75%以上
	3次作成時の値	69.4%	現状値（R2年度）	64.3%
3 4次計画における具体的な目標値				
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合				継続
ベースライン（R2年度実績値）		64.3%	目標値	R7年度 75%以上
4 目標値のデータソース				
「食育に関する意識調査」（農林水産省）				継続

5 データソースの調査項目

〈設問〉生活習慣病の予防や改善のために、あなたは、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか。この中から1つ選んでください。

「1 いつも気をつけて実践している」「2 気をつけて実践している」
「3 あまり気をつけて実践していない」「4 まったく気をつけて実践していない」

〈集計〉「1 いつも気をつけて実践している」「2 気をつけて実践している」と回答した人を該当者として集計。

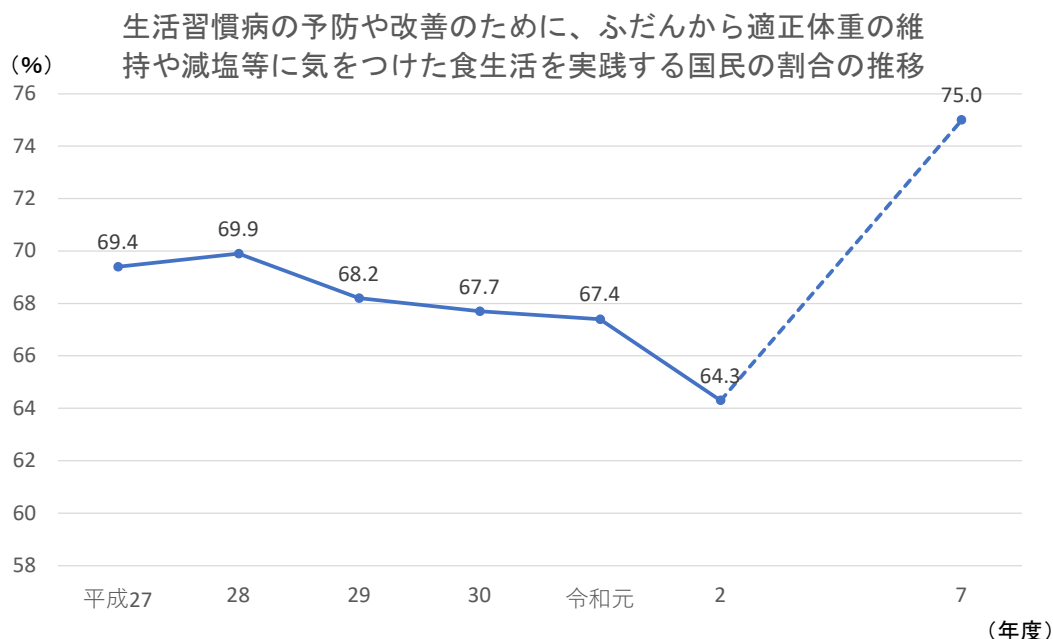
6 目標値設定の考え方

本目標値は、第2次食育推進基本計画の 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合推移の程度も参考にし、第3次食育推進基本計画で75%以上と設定された。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、引き続き、目標値を「75%以上」に設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

8 関係省庁

厚生労働省、農林水産省、文部科学省

【目標 8】 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす				
⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合				継続
1 目標設定の必要性				
口から取り込まれた食物を十分に咀嚼して食べることは、快適な食生活を送るための基本であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。 第2次食育推進基本計画では、よく味わうことを含めて、全体の食べ方に関心を持ってもらうことが重要ということから関心度を把握してきたが、「味わう」という行為は、しっかり噛みゆっくり食べた結果、感じられることでもあるため、第3次食育推進基本計画では、健康寿命の延伸にもつながることを含め「ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合」を目標値に設定した。 ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合は、第3次食育推進基本計画作成時の平成27年49.2%から令和元年度53.4%と改善傾向にあるものの目標値を達成していない。調査方法を変更した令和2年度においては47.3%であった。 高齢者の口腔機能の低下への対応、また子供の口腔機能の発達不全への対応など、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた歯科口腔保健分野における食育をより推進することが必要であるため、引き続き目標値に設定する。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	設定無し			—
第2次計画	⑨ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合			H27年度 80%以上
第3次計画	⑬ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合			R2年度 55%以上
	3次作成時の値	49.2%	現状値（R2年度）	47.3%
3 4次計画における具体的な目標値				
⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合				継続
ベースライン（R2年度実績値）		47.3%	目標値	R7年度 55%以上
4 目標値のデータソース				
「食育に関する意識調査」（農林水産省）				継続
5 データソースの調査項目				
＜設問＞あなたは、ふだんゆっくりよく噛んで食べていますか。この中から1つ選んでください。 「1 ゆっくりよく噛んで食べている」「2 どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」「3 どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べていない」「4 ゆっくりよく噛んで食べていない」 ＜集計＞「1 ゆっくりよく噛んで食べている」、「2 どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」と回答した人を該当者として集計				

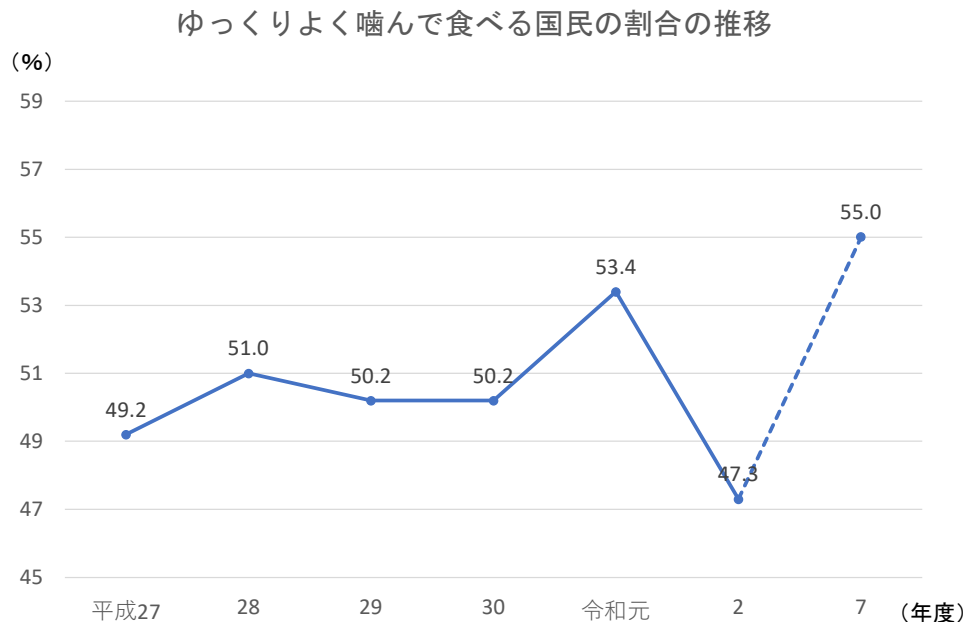
6 目標値設定の考え方

第2次食育推進基本計画の目標値「よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合：80%以上」は、平成27年度時点では71.1%でとなったが、最高値平成25年度74.2%、最低値平成23年度69.4%を示した。この増減幅を参考に、第3次食育推進基本計画では、平成27年度49.2%から約5ポイント増の「55%以上」を目標値として設定した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、引き続き、目標値を「55%以上」に設定する。

7 進捗状況



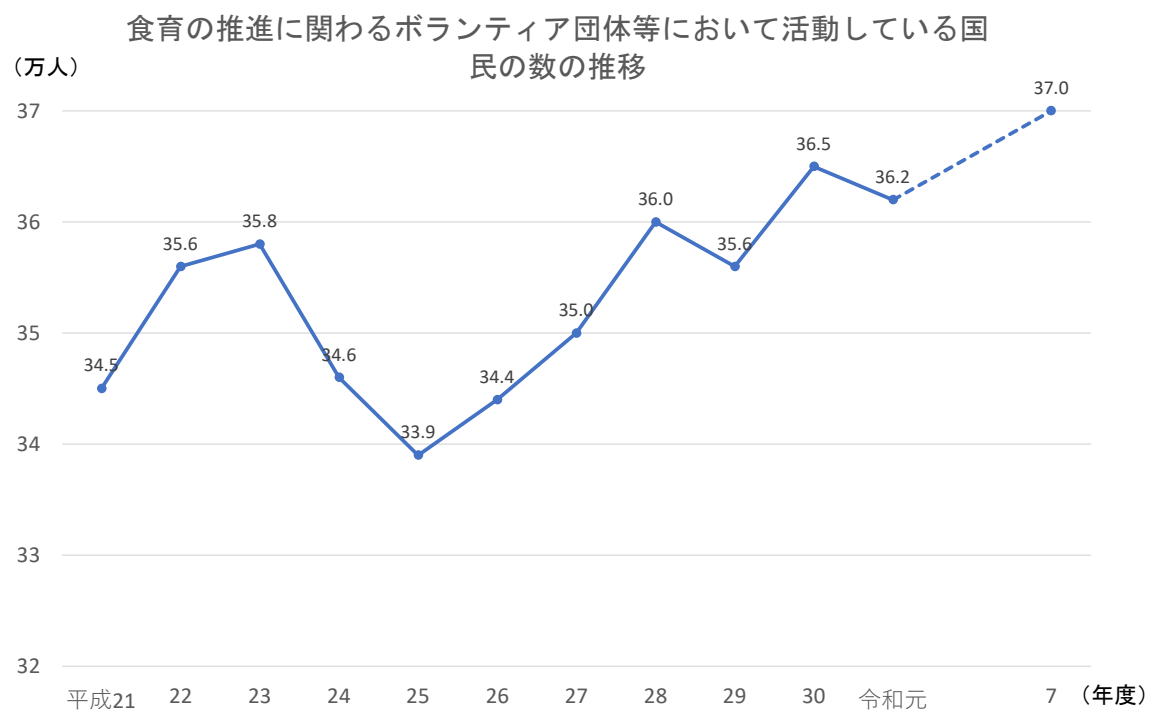
資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

8 関係省庁

厚生労働省、農林水産省、文部科学省

【目標9】食育の推進に関わるボランティアの数を増やす ⑩食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数				継続
1 目標設定の必要性				
食育を国民運動として推進し、国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わる食生活改善推進員等のボランティアが果たしている役割は重要である。 一方、人口減少や高齢化の進展により、ボランティアの数は急速に減少する可能性があり、ボランティア活動の活発化に向けた環境の整備が引き続き必要である。 このことから、食育の推進に関わるボランティアの数を目標とする。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	⑦ 食育の推進に関わるボランティアの数	H22年度 20%増		
第2次計画	⑩ 食育の推進に関わるボランティアの数	H27年度 37万人以上		
第3次計画	⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	R2年度 37万人以上		
	3次作成時の値	34.4万人 (平成26年度)	現状値 (R元年度)	36.2万人
3 4次計画における具体的な目標値				
⑩食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数				継続
ベースライン (R元年度実績値)		36.2万人	目標値	37万人以上
4 目標値のデータソース				
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ				継続
5 データソースの調査項目				
「日本食生活協会が調査している食生活改善推進員の数」と都道府県等を通じて調査を行ったそれ以外の食育推進ボランティアの数（食生活改善推進員を除く）」を合計して把握。				
6 目標値設定の考え方				
第2次基本計画では、平成21年度の値（34.5万人）を、当時のトレンド（年約5,000人増加）を勘案し、平成27年度までに37万人にする目標値を設定した。 第3次計画においても、引き続き、令和2年度までに37万人にする目標値を設定したが、第3次基本計画作成時の34.4万人から平成元年度36.2万人と2万1千人増加したが、目標値である37万人には達していない。 地域における食育推進のためにはボランティアが果たす役割は重要であるが、人口減少社会に突入している現在の状況や働き方、暮らし方の変化を踏まえ、目標値は引き続き、「37万人以上」とする。				

7 進捗状況



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成26年度までは内閣府）調べ

8 関係省庁

厚生労働省、農林水産省

【目標10】 農林漁業体験を経験した国民を増やす				
⑩農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合				継続
1 目標設定の必要性				
農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることなどに関する理解を深める上で重要である。 第3次食育推進基本計画では、第2次食育推進基本計画に引き続き教育ファーム、子ども農山漁村交流プロジェクトなど（以下「教育ファーム等」という）において農林漁業体験活動を促進し、子供、またその家族に体験を共有化することにより、食に関する関心や理解の増進を図ってきた。 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合は、第3次食育推進基本計画作成時の平成28年度30.6%からの令和元年度39.3%となり改善傾向にある。調査方法を変更した令和2年度においては65.7%となった。 国民の更なる食や農林水産業への理解増進を図る観点から、「新たな日常」に対応しつつ、子供を始めとした幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を拡大していくことが必要である。 このため、国民の食への理解を増進するため、第4次食育推進基本計画においても、引き続き目標値を設定する。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	⑧ 教育ファームの取組がなされている市町村の割合			H22年度 60%以上
第2次計画	⑪ 農林漁業体験を経験した国民の割合			H27年度 30%以上
第3次計画	⑮ 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合			R2年度 40%以上
	3次作成時の値	36.2%	現状値（R2年度）	65.7%
3 4次計画における具体的な目標値				
⑩農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合				見直し
ベースライン（R2年度実績値）		65.7%	目標値	R7年度 70%以上
4 目標値のデータソース				
「食育に関する意識調査」（農林水産省）				継続
5 データソースの調査項目				
本人または家族の中で農林漁業体験に参加した人がいる国民（世帯）の割合 ＜設問＞これまでに、あなた又はあなたの家族の中で、田植え（種まき）、稲刈り、野菜の収穫、家畜の世話など農林漁業体験に参加したことのある人はいますか。 「1 いる」「2 いない」 ＜集計＞「1 いる」と回答した人を該当者として集計。				

6 目標値設定の考え方

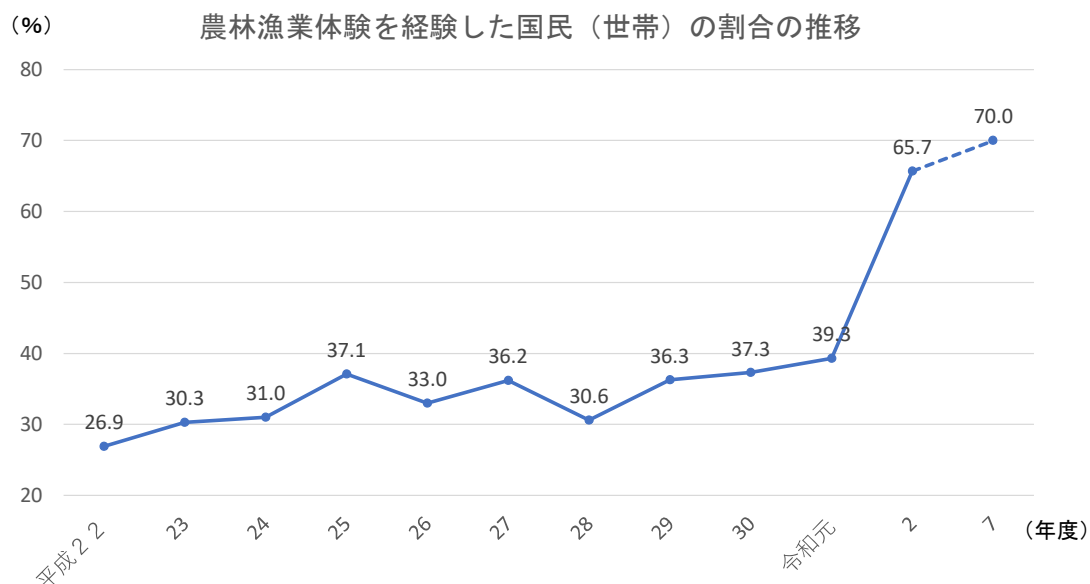
農林漁業体験を経験した国民の割合は、第2次食育推進基本計画において30%以上とすると目標値を達成したが、第3次食育推進基本計画において、さらに取組を推進させるため平成27年度時点36.2%から令和2年度までに約4ポイント増の「40%以上」との目標値を設定した。

第3次食育推進基本計画において、令和元年度までに目標値を達成していないが改善傾向にあった。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、令和2年度実績値が65.7%であったことから、第3次食育推進基本計画の目標と同様の上昇幅である約5ポイント程度の上昇を目指し、「70%以上」に設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（平成30年度までは「食生活及び農業体験に関する調査」）

8 関係省庁

農林水産省

【目標11】産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑩産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合			新規
1 目標設定の必要性			
農林漁業者や農山漁村人口の著しい高齢化・減少、耕地面積の減少という事態に直面する中、できるだけ多くの国民が我が国の農林水産漁業の役割を理解し、自らの課題として将来を考え、それぞれの立場から主体的に支え合う行動を引き出していくことが重要。 このため、産地や生産者を意識して行動する国民を増やすことを目標とする。 産地や生産者を意識した消費を通じて、生産者等や消費者との交流促進や地産地消の推進等、食の循環を担う多様な主体のつながりの進化を促す。			
2 第1次計画から第3次計画までの目標値			
第1次計画	設定無し		－
第2次計画	設定無し		－
第3次計画	設定無し		－
3 4次計画における具体的な目標値			
⑩産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合			新規
ベースライン（R2年度実績値）	73.5%	目標値	R7年度 80%以上
4 目標値のデータソース			
「食育に関する意識調査」（農林水産省）			新規
5 データソースの調査項目			
＜設問＞（案）あなたは、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいますか。 ※「産地や生産者を意識」とは、地元産品や、被災地の産品など自分が応援したい地域の産品や、応援したい生産者を意識する場合のことをいいます。 「1 いつも選んでいる」「2 時々選んでいる」「3 あまり選んでいない」「4 まったく選んでいない」 ＜集計＞「1 選んでいる」「2 時々選んでいる」と回答した人を該当者として集計			
6 目標値設定の考え方			
「令和2年度食育に関する意識調査」において、73.5%であったことから、第4次食育推進基本計画の期間内に約5ポイント程度の上昇を目指し「80%以上」に設定する。			
7 関係省庁			
農林水産省			

【目標12】環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑪環境に優しい農林水産物・食品を選ぶ国民の割合			新規
1 目標設定の必要性			
食料の生産から消費等に至る食の循環において、温室効果ガスの排出や、化学農薬・化学肥料の過剰投入、食品廃棄物等、地球の資源量や環境に与える影響を配慮しない生産や消費により環境への負荷が生じうる。国民の食生活が自然の恩恵に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは環境への負荷を減らし、持続可能な食料システム（フードシステム）の構築につながる。 このため、広く国民運動として推進するため、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合を増やすことを目標とする。			
2 第1次計画から第3次計画までの目標値			
第1次計画	設定無し		－
第2次計画	設定無し		－
第3次計画	設定無し		－
3 4次計画における具体的な目標値			
⑪環境に優しい農林水産物・食品を選ぶ国民の割合			新規
ベースライン（R2年度実績値）	67.1%	目標値	R7年度 75%以上
4 目標値のデータソース			
「食育に関する意識調査」（農林水産省）			新規
5 データソースの調査項目			
<設問>（案）あなたは、日頃から環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいますか。この中から1つ選んでください。 ※環境に配慮した農林水産物・食品とは、農薬や化学肥料に頼らず生産された有機農産物や、過剰包装でなくごみが少ない商品など、環境への負荷をなるべく低減した農林水産物・食品のことです。 「1 いつも選んでいる」「2 時々選んでいる」「3 あまり選んでいない」「4 まったく選んでいない」 <集計>「1 いつも選んでいる」「2 時々選んでいる」と回答した人を該当者として集計			

6 目標値設定の考え方

「令和２年度食育に関する意識調査」において、67.1%であったことから、第４次食育推進基本計画の期間内に約５ポイント程度の上昇を目指し「75%以上」に設定する。

7 関係省庁

農林水産省、環境省、消費者庁

【目標13】食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす				
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合				継続
1 目標設定の必要性				
食品ロスは、年間612万トン（事業系328万トン、家庭系284万トン（平成29年度推計））発生していると推計されている。 持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題であり、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むことが不可欠である。 このため、引き続き、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを目標とする。 本目標値は第3次食育推進基本計画から、食育施策関連施策において食品ロスの削減を進める具体的な取組を行う国民を増やすことを目標に設定した。 何らかの食品ロス削減の取組を行っている と答えた割合は、第3次食育推進基本計画が作成された67.4%（平成26年度）から、76.5%（令和元年度）と9.1ポイントと増加し、目標値の80%以上には達していないが増加傾向にある。 また、令和元年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」に基づき、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくためにも、引き続き目標値を設定する。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	設定無し			－
第2次計画	設定無し			－
第3次計画	⑯ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合			R2年度 80%以上
	3次作成時の値	67.4% （平成26年度）	現状値（R元年度）	76.5%
3 4次計画における具体的な目標値				
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合				継続
ベースライン（R元年度実績値）		76.5%	目標値	R7年度 80%以上
4 目標値のデータソース				
「消費者の意識に関する調査」（消費者庁）				継続

5 データソースの調査項目

食品ロスの状況を提示した上で質問する。

＜設問1＞あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。
（1つ選択）

「(1)よく知っている」「(2)ある程度知っている」「(3)あまり知らない」
「(4)全く知らない」

＜設問2＞あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。（全て選択）

「(1)料理を作り過ぎない」「(2)残さず食べる」「(3)残った料理を別の料理に作り替える(リメイクする)」「(4)冷凍保存を活用する」「(5)日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する」「(6)「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」「(7)小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べきれる量を購入する」「(8)商品棚の手前に並ぶ賞味期限の近い商品を購入する」「(9)飲食店等で注文し過ぎない」「(10)外食時には、小盛りメニュー等希望に沿った量で料理を提供する店舗を選ぶ」「(11)その他」「(12)取り組んでいることはない」

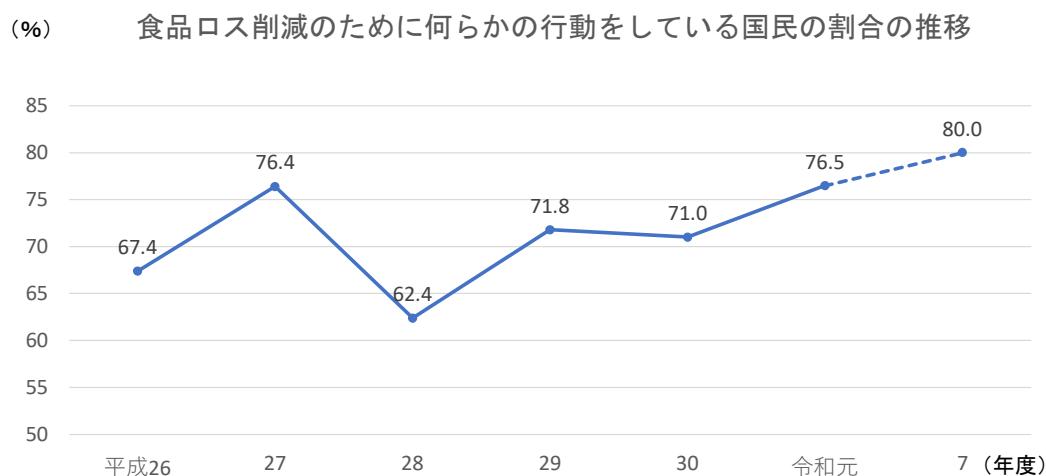
＜集計＞（設問1）の「(1)よく知っている」「(2)ある程度知っている」と回答した人のうち、（設問2）の「(10)取り組んでいることはない」以外の人を該当者として集計。

6 目標値設定の考え方

第3次食育推進基本計画においては、消費者の行動として「おおむね」の国民が食品ロス削減のために何らかの行動をしていると言える水準として、「80%以上」と設定した。

令和元年度では76.5%と前年度比5.6ポイント増加しているが、目標は達成していない。また、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）」においても「食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：80%」と目標設定していることから、第4次食育推進基本計画においても、引き続き、目標を80%とする。

7 進捗状況



資料：消費者庁「消費者意識基本調査」（平成26、27年度）、「消費生活に関する意識調査結果報告書－食品ロス問題等に関する調査－」（平成28年度）、「消費者の意識に関する調査結果報告書－食品ロス削減の周知及び実践状況に関する調査－」（平成29年度）、「消費者の意識に関する調査結果報告書－食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査－」（平成30年度・令和元年度）

8 関係省庁

消費者庁、環境省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

【目標14】 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす ②地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合				
				継続
1 目標設定の必要性 平成25年12月、「和食；日本人の伝統的な食文化」が食の生産から加工、準備及び消費に至るまでの技能や知識、実践や伝統に係る包括的な社会慣習としてユネスコの無形文化遺産に登録された。その継承が国際公約となっている中、日本の食文化の継承は喫緊の課題となっており、国としても取り組む必要がある。 「和食；日本人の伝統的な文化」について、その継承の実践者は全ての日本人となっており、地域の多様な食文化を保護・継承していかなければならない。また、継承していくための幅広い人材の育成が必要である。 「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」は、第3次食育推進基本計画作成時の平成27年度41.6%から令和元年度47.9%と改善傾向にある。調査方法を変更した令和2年度においては50.4%となった。 伝統的な料理や作法などを継承し、かつ次世代への伝承に取り組む人を増やすため、引き続き目標として設定する。				
留意点 「郷土料理や伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法」など食に関する文化は、日常生活の一部であり、調査を受ける側がそれを食文化だと認識していない場合があるため、伝統的な料理や作法などを受け継いでいるか否かは、本人の主観的な要素が大きくなることに留意が必要である。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	設定無し			－
第2次計画	設定無し			－
第3次計画	⑪ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合			R2年度 50%以上
	3次作成時の値	41.6%	現状値（R2年度）	50.4%
3 4次計画における具体的な目標値				
②地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合				継続
ベースライン（R2年度実績値）		50.4%	目標値	R7年度 55%以上
4 目標値のデータソース				
「食育に関する意識調査」（農林水産省）				継続変更

5 データソースの調査項目

＜設問1＞あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。

「1 受け継いでいる」「2 受け継いでいない」

＜設問2＞あなたが郷土料理や伝統料理など、地域や家庭において受け継いだ料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を、地域や次世代（子供やお孫さんを含む）に対し伝えていきますか。

「1 伝えている」「2 伝えていない」

＜集計＞＜設問1＞の「1 受け継いでいる」と回答した該当者の割合と＜設問2＞の「1 伝えている」と回答した者の割合を掛け算出

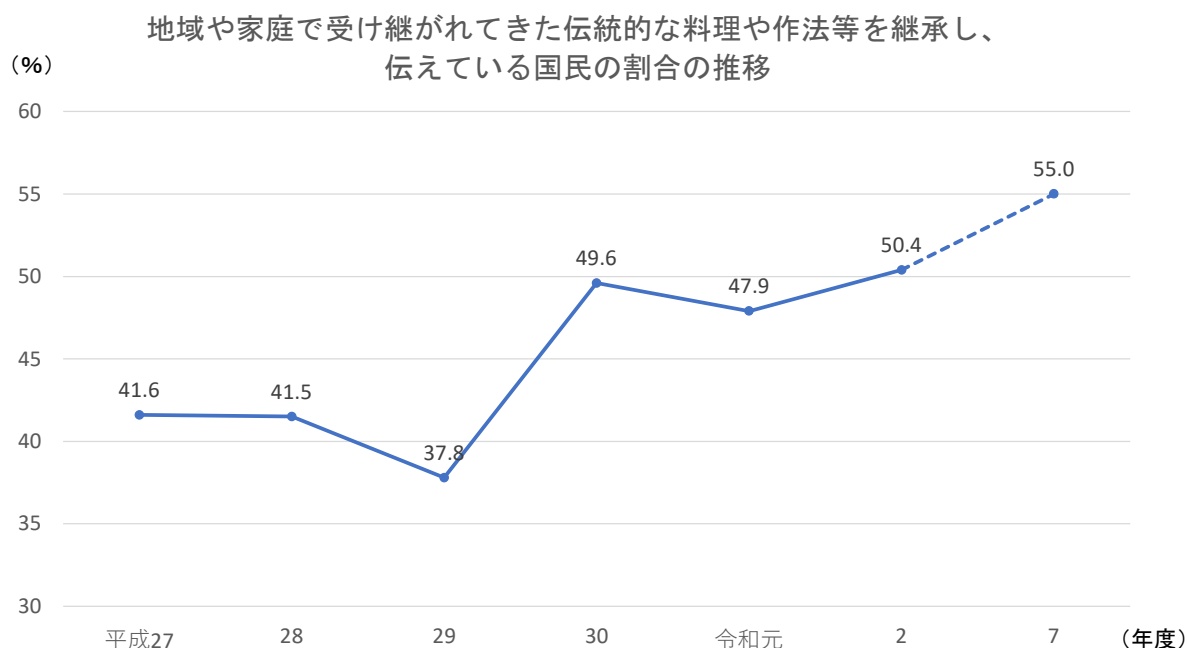
6 目標値設定の考え方

令和2年度の調査によると、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合は50.4%であった（地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいる人は65.9%であり、そのうち、76.4%の人がそれを次世代に伝えている）。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、令和2年度実績値が50.4%であったことから、第3次食育基本計画作成時から調査方法変更前の令和元年の増加幅である約5ポイント程度の増加を目指し、「55%以上」に設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

8 関係省庁
文部科学省、農林水産省

【目標14】 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
②郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合			新規
1 目標設定の必要性			
平成25年12月、「和食；日本人の伝統的な食文化」が食の生産から加工、準備及び消費に至るまでの技能や知識、実践や伝統に係る包括的な社会慣習としてユネスコの無形文化遺産に登録された。その継承が国際公約となっている中、日本の食文化の継承は喫緊の課題となっており、国としても取り組む必要がある。 「和食；日本人の伝統的な文化」について、その継承の実践者は全ての日本人となっており、地域の多様な食文化を保護・継承していかなければならない。また、継承していくための幅広い人材の育成が必要である。 令和元年度に実施した予備調査によると、地域の郷土料理について「生まれ育った地域の郷土料理の認知度」、「郷土料理の喫食頻度」が、低いことが示唆されており、全国各地の地域に根ざした存在である郷土料理の保護・継承、普及の推進が求められる。 我が国の多様な食文化を知り、各地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理を調理し、様々な場面で喫食することにより、着実に料理や味、食文化を次世代へ継承していくため、郷土料理や伝統料理の食べる頻度を目標とする。			
2 第1次計画から第3次計画までの目標値			
第1次計画	設定無し		－
第2次計画	設定無し		－
第3次計画	設定無し		－
3 4次計画における具体的な目標値			
②郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合			新規
ベースライン（R2年度実績値）	44.6%	目標値	R7年度 50%以上
4 目標値のデータソース			
「食育に関する意識調査」（農林水産省）			

5 データソースの調査項目

＜設問＞あなたは、いわゆる郷土料理や伝統料理をどのくらいの頻度で食べていますか。

※この設問でお尋ねする「郷土料理や伝統料理」は、ご自身の生まれ育った地域や現在住んでいる地域に限定せず、旅先や外食先など日本全国の郷土料理や伝統料理を含みます。

「1 ほぼ毎日」「2 週に3～5日程度」「3 週に1～2日程度」「4 月に2～3日程度」「5 月に1日程度」「6 2～3ヶ月に1日程度」「7 それ以下」「8 まったく食べない」

＜集計＞「月1回以上食べている」と回答した人（選択肢1～5を選んだ人）の割合を集計。

6 目標値設定の考え方

「令和2年度食育に関する意識調査」において、44.6%であったことから、第4次食育推進基本計画の期間内に約5ポイント程度の上昇を目指し「50%以上」に設定する。

7 関係省庁

文部科学省、農林水産省

【目標15】 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす					継続	
⑳食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合						
1 目標設定の必要性						
働き方、暮らし方の変化により、自宅で料理をしたり食事をしたりすることが増えた。必然的に食材を買う機会も増えることから、健全な食生活の実現に当たっては、食品の選び方等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動に反映されることが必要である。						
食品の安全性に関する基礎的な知識を持つ国民の割合は、第2次食育推進基本計画作成時には37.4%だったが、平成26年度調査時点では70.1%まで増加した。						
第2次食育推進基本計画作成時の目標値には達していないものの、約7割の国民が基礎的な知識を持つと回答するまでになってきている。						
このため、第3次食育推進基本計画においては、食品の安全性に関する基礎的な知識を有する人を増やすことから、個々人が食品の安全性について、適切に行動していけるよう基礎的な知識を踏まえて、自ら判断している人を増やすことを目標値に設定した。						
第3次食育推進基本計画が作成された平成27年度72.0%から令和2年度75.2%と、目標値の80%以上に達しないため継続して目標値を設定する。						
2 第1次計画から第3次計画までの目標値						
第1次計画		㉑ 食品の安全性に関する基本的な知識を持っている国民の割合			H22年度 60%以上	
第2次計画		㉒ 食品の安全性に関する基本的な知識を持っている国民の割合			H27年度 90%以上	
第3次計画		㉓ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合			R2年度 80%以上	
		3次作成時の値	72.0%	現状値（R2年度）	75.2%	
3 4次計画における具体的な目標値						
㉔食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合					継続	
ベースライン（R2年度実績値）		75.2%	目標値	R7年度 80%以上		
4 目標値のデータソース						
「食育に関する意識調査」（農林水産省）					継続	
5 データソースの調査項目						
＜設問＞あなたは、安全な食生活を送ることについてどの程度判断していますか。この中から1つ選んでください。						
「1 いつも判断している」「2 判断している」「3 あまり判断していない」「4 全く判断していない」						
＜集計＞「1 いつも判断している」、「2 判断している」と回答した人を該当者として集計。						

6 目標値設定の考え方

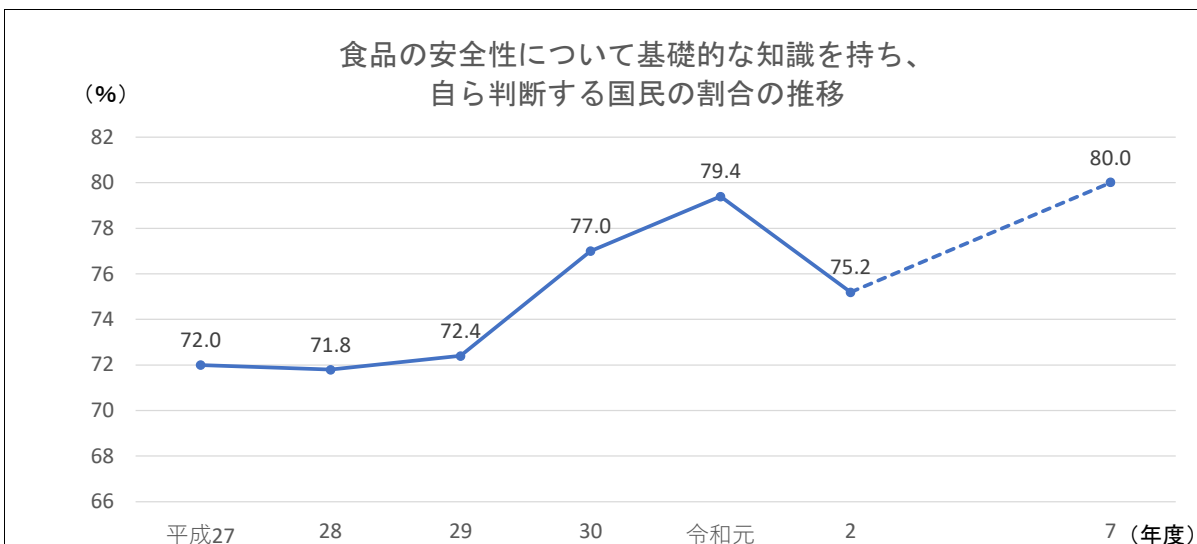
第2次食育推進基本計画期間中、食育に関する意識調査で把握してきた「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」は、平成26年度までに増減を繰り返し、平成27年度時点では「判断している」と回答した人は72.0%であった。

第3次食育推進基本計画においては、「食育に関する意識調査」における食品の安全性に関する結果の増減幅の推移（約7%）を参考にしつつ目標を現状値より約8ポイント上乘せした80%以上とした。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査方法を変更し、①調査員による個別面接聴取から、調査依頼を郵送、回答を郵送又はオンラインにより実施。②別途実施していた「食生活及び農林漁業体験調査」を統合した。

第4次食育推進基本計画においては、引き続き、目標値を「80%以上」と設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

8 関係省庁

消費者庁、農林水産省、内閣府食品安全委員会、厚生労働省

【目標16】 推進計画を作成・実施している市町村を増やす				
⑭推進計画を作成・実施している市町村の割合				継続
1 指標設定の必要性				
第1次食育推進基本計画から第3次食育推進基本計画まで、目標値の設定に当たっては、安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要があるとしてきたが、目標への注目が高いのが現状。 第4次食育推進基本計画に当たっては、食育の推進に当たっての目標の達成のために取り組まれているプロセスや、多様な食育関係者の努力を適正に評価し、食育の推進のための活動を活性化するため、食育推進に当たっての指標を設定する。 食育を国民運動として推進していくためには、全国各地で、その取組が推進されることが必要。食育基本法で、都道府県及び市町村に対し、食育推進計画を作成するよう努めることを求めている。 都道府県とともに、市町村も令和2年度までに食育推進計画を作成、実施している割合を100%とすることを目指していたが、市町村の計画作成率は、第3次食育推進基本計画の平成28年度78.1%から令和元年度87.5%と9.4ポイント増加したが、目標値である100%には達成していない。 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指していく。 食育推進計画を既に作成・実施している市町村については、その効果的な実施に資するよう、食育推進計画の見直し状況等の把握に努める。 なお、都道府県の働き掛けなどを通じ、市町村における食育推進計画の作成数は着実に増加しているが、人口規模の小さい市町村を中心に、より一層作成・見直しを支援していくことが必要である。				
2 第1次計画から第3次計画までの目標値				
第1次計画	⑩ 推進計画を作成・実施している都道府県の割合			H22年度 100%
	⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合			H22年度 50%以上
第2次計画	⑬ 推進計画を作成・実施している市町村の割合			H27年度 100%
第3次計画	⑰ 推進計画を作成・実施している市町村の割合			R2年度 100%
	3次作成時の値	76.7%	現状値（R元年度）	87.5%
3 4次計画における具体的な目標値				
⑭推進計画を作成・実施している市町村の割合				
ベースライン（R元年度実績値）		87.5%	目標値	R7年度 100%
4 指標値のデータソース				
農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課調べ				

5 データソースの調査項目

＜設問＞政令指定都市及び市町村に対して食育推進計画の作成状況について質問。

（ア）作成済み （イ）未作成

＜集計＞全市町村のうち、「作成済み」と回答した市町村を該当として集計。

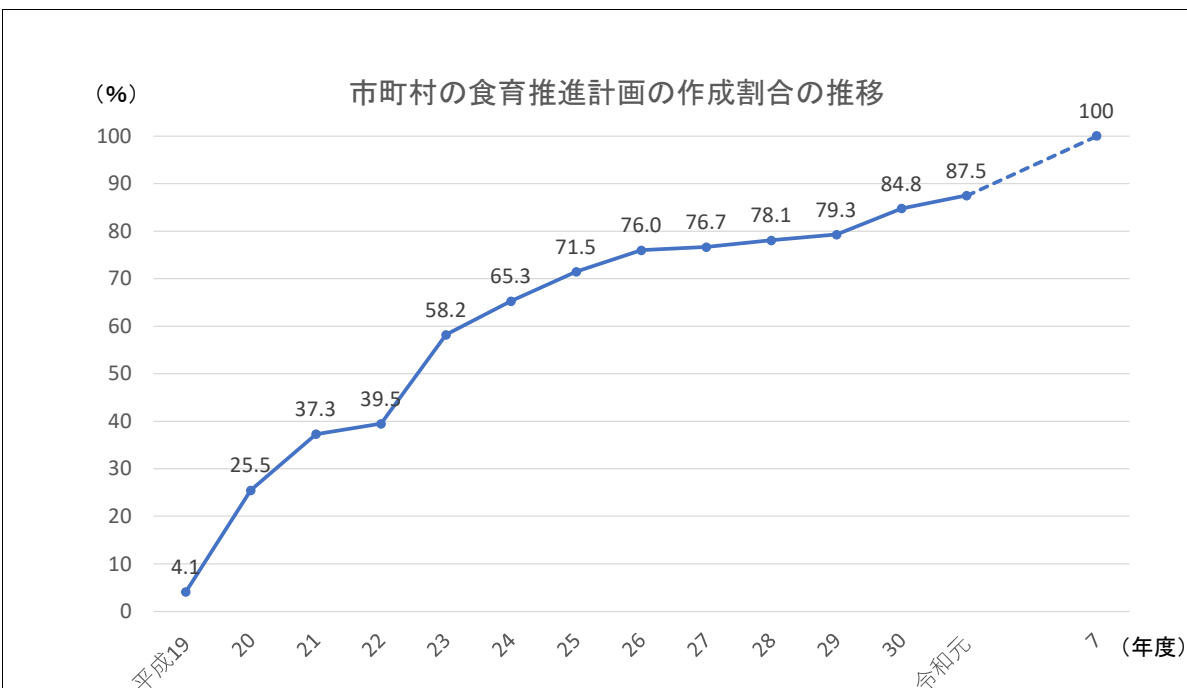
6 目標値設定の考え方

市町村の食育推進計画作成率は、第1次食育推進基本計画の平成19年時点で4.1%であったが、平成27年10月時点では76.7%となり、9年間で飛躍的な増加を示した。

第3次食育推進基本計画においても平成28年度78.1%から87.5%と改善傾向にある。

市町村の食育推進計画の重要性を踏まえ、すべての市町村が食育推進計画を作成することを推進していくため、第4次食育推進基本計画においても、引き続き目標値を「100%」と設定する。

7 進捗状況



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成27年度までは内閣府）調べ

8 関係省庁

農林水産省